

輸出取戻し手数料の額の改定について

1. 現行の輸出取戻し手数料について

資金管理法人は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第78条に基づき、輸出取戻し業務に要する費用を輸出取戻し手数料として、リサイクル料金預託済の中古車を輸出し、リサイクル預託金の取戻し申請を行う自動車所有者に請求できることになっている。輸出取戻し手数料の額については、その構成要素及び設定に関する具体的な考え方(例.5年間の総費用と総返還台数で料金を算出、パソコン申請と一般申請の申請形態別に適正原価を積上げ)等を説明のうえ、第5回資金管理業務諮問委員会の審議を経て、経済産業省・環境省両大臣に申請し、平成16年11月、以下の額で認可を得た。

- ①パソコン申請 950円/台
- ②一般申請 1,390円/台

2. 輸出取戻し業務に関する収支の見通し

輸出取戻し業務に関する5年間の収支合計は、収入合計が輸出返還台数の減少(57万台の減)や単価の安いパソコン申請比率のアップにより、当初想定比約10億円の減少が見込まれる。

一方で、支出についても、費用の大半を占めるデータ入力・確認費が、公募入札の実施による業務委託費の低減や業務の効率化等により、大幅に削減することが出来たことや、輸出返還申請台数が減少したことにより、支出合計では27億円超の減少となり、差引約17億円の収支差額が発生することが見込まれる。

項目	当初想定	現状予測	差	主な差異要因
返還台数(万台)	430	373	▲ 57	立ち上がり時2年間の返還台数の減(▲61万台)
収入(億円)	47.0	36.6	▲ 10.4	返還台数の減(▲6.2億円) 単価の安いパソコン申請比率のアップ(▲4.2億円)
支出(億円)	47.3	19.7	▲ 27.6	業務の効率化等による費用低減(業務委託費の低減、パソコン申請への切替促進・書類不備率低減の推進他)(▲21.4億円) 返還申請台数の減(▲6.2億円)
収支差額(億円)	▲ 0.3	16.9	17.2	—

3. 輸出取戻し手数料の改定の理由

輸出取戻し手数料については平成17年度からの5年間でほぼ収支が均衡することを前提に設定したものである。上記のように、当初の想定に比較し、業務の大幅な効率化を行い、支出が大幅に減少したため、約2年で収支均衡点に達し、対象とした5年間では収入が支出を大幅に上回る見込みとなるため、当該5年間の収支均衡を実現できるよう、料金の改定を行う。

4. 輸出取戻し手数料の改定案

現在までの状況では、昨年9月には単月で収入が支出を上回り始め、今年5月には累積損失が解消される見込み。従って、平成19年5月から料金の改定を行い、平成21年度の収支均衡を図るために、平成19年度から3年間の予測費用を基に、本年5月から、次の料金に改定することとしたい。

<改定案>

- ①パソコン申請 440円/台
- ②一般申請 780円/台

(参考:台当り平均返還額(07/2実績) :PC 申請 約8,800円 一般申請 約8,100円)

<費用見通し>

申請区分	項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計	台当り費用 (円)
パソコン申請	費用 (百万円)	421	463	489	1,373	443
	返還台数 (千台)	853	1,071	1,172	3,096	
一般申請	費用 (百万円)	60	61	65	186	782
	返還台数 (千台)	66	82	90	238	
計	費用 (百万円)	481	524	554	1,559	—
	返還台数 (千台)	919	1,153	1,262	3,334	

(注)輸出取戻し申請によるリサイクル料金預託金の返還は事務処理及び輸出が確実に実施されたことを確認(輸出本抹消登録情報で確認)してから実施するため、通常、申請月の凡そ4ヶ月後となる。

以上